

# 浜松市総合評価落札方式による競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2(167条の12第4項及び167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建設工事及び工事に係る測量、調査、設計等の委託(以下「工事等」という。)に関する入札を総合評価落札方式により競争入札を実施する場合の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、総合評価落札方式とは、入札者に工事等の価格に加えて、性能、機能、技術等に関する提案や企業の技術力、信頼性・社会性等を評価するための資料(以下「技術提案等」)をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式をいう。

(対象工事等)

第3条 総合評価落札方式の対象となる建設工事等は、次の各号のいずれかに該当する建設工事又は工事関連業務委託であって、市長が対象とすることが必要であると認めるものとする。

(1) 入札者が提示する「技術提案等」を採用することによって、工事等の価格の差異に比して工事等に係る総合的な経費(当該建設工事の施工又は業務の履行(以下「施工等」という。))に伴って市が支出を要する一切の経費及び市の収入に生じる一切の減額並びに当該建設工事の目的物に係る維持更新費等の一切のライフサイクルコストの総額をいう。)に相当程度の差異が生じると認められるもの

(2) 入札者の提示する技術提案等を採用することによって、工事価格の差異に比して当該建設工事の目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生じると認められるもの

(3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする建設工事にあつて、入札者の提示する技術提案等によって、工事価格の差異に比して当該対策度に相当程度の差異が生じると認められるもの

(4) 入札者の提示する技術提案等を採用することによって、価格の差異に比して当該委託の高度な創造性、技術力、専門的な技術、又は経験を必要とする業務に相当程度の差異が生じると認められるもの

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第4条 市長は、総合評価落札方式による競争入札を行うときは、地方自治法施行規則(昭和三十二年内務省令第29号)第12条の4第1項に基づき、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

(落札者決定基準)

第5条 市長は、入札に当たり、総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、入札の評価に関する基準及び方法並びに落札者の決定方法等について定めるものとする。

3 前項の入札の評価に関する基準においては、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定

めるものとする。

- (1) 技術提案等の評価に係る評価項目 工事等の特性、地域特性等を勘案し、市にとって最も有利な調達となるよう適切に設定すること。
- (2) 評価項目ごとの評価基準 前号の評価項目ごとに、技術提案等の評価に応じて与える得点及び技術提案等が必ず満たさなければならない要件を明らかにすること。
- (3) 得点配分 第1号の評価項目ごとに配分する得点を、工事等における必要性及び重要性に基づき適切に設定すること。

4 第2項の入札の評価は、下記の方法のいずれかをもって行う。

- (1) 除算方式 前項第1号の評価項目ごとに与えられた得点の総和を入札価格(補償費等の支出額等を評価する場合においては、入札価格にその費用を加算した価格)で除して得られる数値(以下「評価値」という。)をもって行う。ただし、入札価格が浜松市低入札価格取扱要領第3条に規定する調査基準比較価格を下回った場合は、当該調査基準比較価格を評価算定上の入札価格とみなして算出する。
- (2) 加算方式 前項第1号の評価項目ごとに与えられた得点の合計に当該入札者の入札価格を点数化したものを合算して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

(落札者決定基準を定める際の手続)

第6条 市長は、前条第1項の規定による落札者決定基準の策定に当たっては、工事等の主管の課において作成した落札者決定基準の案について、浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議・幹事会(以下「幹事会」という。)の審議を経るものとする。

- 2 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるにあたって留意すべき事項に関し、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。
- 3 市長は前項による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により聴取した意見に基づいて落札者決定基準を策定しようとするときは、幹事会における審議を経るものとする。

(入札公告・入札通知)

第7条 市長は、入札に当たり総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6及び浜松市契約規則(昭和39年浜松市規則第31号)第4条の規定に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価落札方式による競争入札とする旨
- (2) 当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準

(技術提案等の提出及び審査)

第8条 市長は、総合評価落札方式による競争入札の実施に当たっては、あらかじめ、期日を定めて入札参加者に技術提案等の提出を求めるものとする。

- 2 前項の規定により技術提案等の提出があったときは、市長は、これを検討の上、その採否について、幹事会の審査に付すとともに、必要があると認めるときは、ヒアリングを実施するものとする。
- 3 市長は、技術提案等の採否を決定し、入札参加者に必要な資格の確認の通知に併せて通知するものとする。この場合において、技術提案等を不採用としたときは、その理由を記載するも

のとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が総合評価落札方式による競争入札の入札参加者に必要な資格及び技術提案等の採否の確定（以下、「資格審査等」という。）を入札後に行う旨を指定して入札を行うときは、別に定めるところにより、資格審査等の一部を入札後に行うものとする。

5 前項の規定により、資格審査等の一部を入札後に行った結果、第2項に定める幹事会の審査と異なる状況が生じた場合は、幹事会に報告するものとする。

（技術提案等の不採用に関する説明等）

第9条 前条第3項の規定により技術提案等の不採用の決定を受けた入札参加者は、当該決定に異議があるときは、当該決定に係る通知の日の翌日から起算して5日以内に、書面により、市長に対し説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による説明の要求があったときは、同項の期間の満了の日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を延長することができる。

3 前2項に規定する期間内に、浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する休日があるときは、これらの期間の算定に当たり、当該休日を除算する。

（技術提案等の取り扱い）

第10条 技術提案等についてはその採否にかかわらず、公表しない。

2 前項の規定にかかわらず、技術提案等の内容がひろく一般的に使用されることとなった場合は、市長は、工業所有権等の排他的権利が設定されているものを除き、これを使用することができるものとする。

（入札）

第11条 入札は、第8条第3項の規定による技術提案等の採用の決定を受けた入札参加者を参加者として行う。

（落札者の決定方法）

第12条 市長は、第6条第3項の意見聴取に応じて落札者の決定に際し改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、予定価格の制限範囲内の価格をもって行われた入札のうち、価格、その他の条件が市にとって最も有利なもの決定に関し、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2 落札者は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

（1）入札価格が予定価格の範囲内にあり、失格基準価格を下回っていないこと。

（2）入札に係る技術提案等が、入札公告又は入札通知において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件を全て満たしていること。（標準点を付与）

（3）入札の評価について除算方式をとる場合は、評価値が標準点を予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格）で除した数値より下回っていないこと。

3 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

（提案内容の履行の確保）

第13条 落札者の提示した施工計画に係る技術提案等について、すべて契約書にその内容を記載し、その履行を確保するものとする。

2 落札者の施工等により前項の技術提案等が実現されなかった場合の取り扱いとして、当該技

術提案等の性質に応じ、再度の施工等が可能であると認められるものについては再度の施工等の義務及びその内容を、再度の施工等が困難又は合理的でないと認められるものについては契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を、入札説明書等及び契約書において明らかにするものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年3月24日から施行する。

2 改正後の浜松市総合評価落札方式による競争入札要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる執行の決定に係る契約について適用し、同日前に行われた執行の決定に係る契約については、なお従前の例による。

浜財調第 号

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

浜松市長

先に浜松市長あてに申請のあった「平成 年度 工事(委託)」に係る入札参加資格及び技術提案について、下記のとおり確認(審査)したので、通知します。

記

入札公告日		
工事(委託)名		
工事(委託)場所	浜松市 町地内	
入札参加資格の有無	有 ・ 無	
	入札参加資格がないと認められた理由	
技術提案	採 ・ 否	
	採用が認められない理由	

なお、入札参加資格がないと通知された方及び技術提案の採用が認められなかった方は、入札参加資格がないと認めた理由及び技術提案の採用が認められない理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成 年 月 日までに、浜松市財務部調達課へその旨を記載した書面(様式自由)を提出してください。